

A6 千葉市通所介護相当サービス サービスコード表

<通所介護相当サービス>

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	1111	通所介護相当サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	(事業対象者・要支援1) (提供回数が月4回以上)	1,647 単位	1,647	1月につき
A6	1121	通所介護相当サービス2		(事業対象者・要支援2) (提供回数が月8回以上)	3,377 単位	3,377	
A6	1211	通所介護相当サービス1(同一建物減算等)		(事業対象者・要支援1) (提供回数が月4回以上)(同一建物減算等)	1647 単位 減算 376 単位	1,271	
A6	1221	通所介護相当サービス2(同一建物減算等)		(事業対象者・要支援2) (提供回数が月8回以上)(同一建物減算等)	3377 単位 減算 752 単位	2,625	
A6	1113	通所介護相当サービス3		(事業対象者・要支援1) (提供回数が月3回以下)	378 単位	378	1回につき
A6	1123	通所介護相当サービス4		(事業対象者・要支援2) (提供回数が月7回以下)	389 単位	389	
A6	1213	通所介護相当サービス3(同一建物減算等)		(事業対象者・要支援1) (提供回数が月3回以下)(同一建物減算等)	378 単位 減算 94 単位	284	
A6	1223	通所介護相当サービス4(同一建物減算等)		(事業対象者・要支援2) (提供回数が月7回以下)(同一建物減算等)	389 単位	295	
A6	6109	通所介護相当サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき
A6	5010	通所介護相当サービス生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ加算		100 単位加算	100	
A6	5002	通所介護相当サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225	
A6	5003	通所介護相当サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150 単位加算	150	
A6	5004	通所介護相当サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150	
A6	5006	通所介護相当サービス複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス 複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A6	5007	通所介護相当サービス複数サービス実施加算Ⅰ2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5008	通所介護相当サービス複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5009	通所介護相当サービス複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
A6	5005	通所介護相当サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120 単位加算	120	
A6	6107	通所介護相当サービス提供体制強化加算Ⅰ11	チ サービス提供体制 強化加算	(1)サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)イ (事業対象者・要支援1)	72 単位加算	72	
A6	6108	通所介護相当サービス提供体制強化加算Ⅰ12		(Ⅰ)イ (事業対象者・要支援2)	144 単位加算	144	
A6	6101	通所介護相当サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(2)サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)ロ (事業対象者・要支援1)	48 単位加算	48	
A6	6102	通所介護相当サービス提供体制強化加算Ⅰ22		(Ⅰ)ロ (事業対象者・要支援2)	96 単位加算	96	
A6	6103	通所介護相当サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(3)サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (事業対象者・要支援1)	24 単位加算	24	
A6	6104	通所介護相当サービス提供体制強化加算Ⅱ2		(Ⅱ) (事業対象者・要支援2)	48 単位加算	48	
A6	6100	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 59/1000 加算		
A6	6110	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 43/1000 加算				
A6	6111	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 23/1000 加算				
A6	6113	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算出した単位数の 90% 加算				
A6	6115	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算出した単位数の 80% 加算				

※同一建物減算等とは、同一建物減算・送迎減算のことを指す。

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合、個別にお問い合わせください。